

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 5日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

提出者

住 所 福岡市早良区干隈6-5-3

氏 名 株式会社 広田工務店 代表取締役 廣田栄作
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 092-871-0661

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 広田工務店
事業場の所在地	福岡市内事業場
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

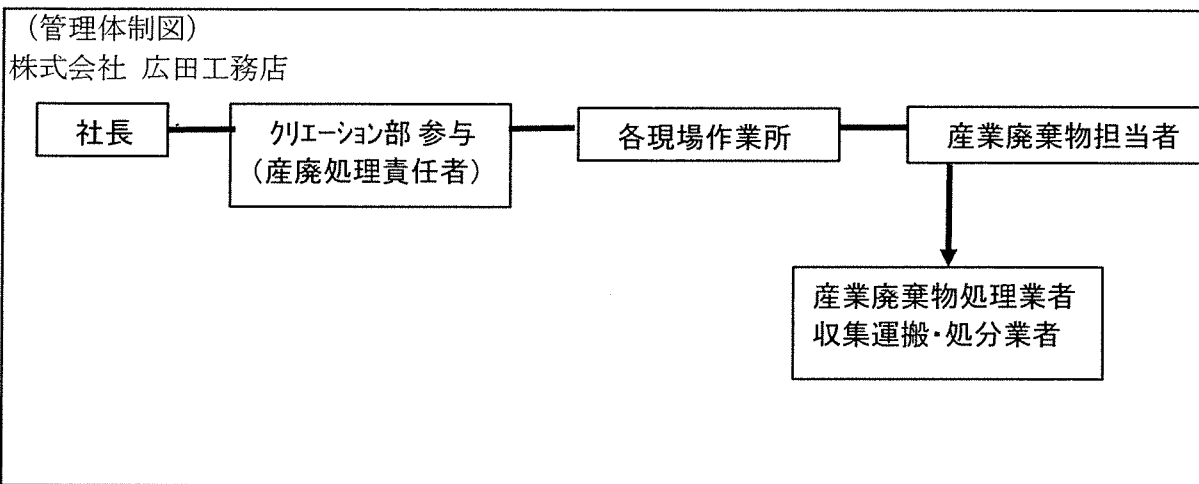
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設工事業
②事業の規模	1289百万円
③従業員数	22人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph LR; A[工事現場] --> B[収集運搬]; B --> C[中間処理]; B --> D[埋立処分]; C --> E[再生資源]</pre> <p>各現場作業所にて発生した産業廃棄物は、各現場作業所にて集積し、収集運搬から中間処理・最終処分まで収集運搬業者及び処理業者へ委託している。</p>



(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 各現場で、ダンボール類を分別して、リサイクル業者にて回収実施。 廃棄物発生量を抑制するために、材料のロス減らしたり、再利用の検討をしている。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ダンボール類の分別とリサイクル業者にて回収実施を継続する。 材料のロス減らしたり再利用の検討を継続する。 製品梱包を簡素化できる物は簡素化する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ほとんどの現場が分別して仮置きできるスペースがない為、廃石膏ボードを分別する程度で混合廃棄物で排出している場合が多い。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別仮置きスペースがあれば、鉄くずや木くず等も分別し、混合廃棄物として排出する割合を減らす。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者が増えてきているので、できるだけ優良認定処理業者に処分を委託している収集運搬業者との委託契約を実施。 中間処理場現状視察を実施し、処理状況の良し悪しを見て、良い所に委託する。		

②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>優良認定処理業者への委託率を増やすようにする。</p> <p>中間処理場の現状視察は、これまで、1年に1度程度の割合で実施していたが、新規現場が始まる時に実施するようになっていく。</p>	
※事務処理欄		

